

答申個第44号

平成28年1月28日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 平成27年1月8日付け西地第27号
西京区作成の各所宛文書等の不存在による非開示決定事案（諮問個第46号）
- (2) 平成27年4月24日付け西地第16号
平成23年12月16日付け異議申立人宛謝罪文の不存在による非開示決定事案（諮問個第79号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、実施機関の西京区役所地域力推進室（以下「地域力推進室」という。）に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下の文書の開示を請求した。

ア 平成26年11月12日付け請求（以下「本件請求1」という。）

（ア）再製に向けての協議の時期であることが分る区作成の各所宛文書（H23／～H24／7）を全て公開してください。

（イ）H26／夏頃の第2部会の説明文にも書いてありました。

（ウ）私は捏造されないように文書にして再製の相談に行きました。一年保存と聞いております。H23／8～H24／7私作成の再製依頼の文書を全て公開して下さい。

イ 平成27年2月2日付け請求（以下「本件請求2」という。）

受付ミスを隠蔽して説明不足を認めて謝罪しているH23／12／16付私宛の謝罪文

(2) 実施機関は、上記の請求に係る公文書を保有していないとして、条例第19条第2項の規定により、個人情報の不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、アについては平成26年11月26日付けで、イについては平成27年2月16日付けで、それぞれ異議申立人に通知した。

(3) 異議申立人は、アについては平成26年12月8日に、イについては平成27年3月25日付けで本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 審査会における審議の方法

本件異議申立ては、いずれも、実施機関の地域力推進室が請求に係る公文書に係る事務を所管していないことを理由に保有していないとする不存在による非開示決定に係るものであるため、当審査会において、これらを併合して審議した。

5 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件文書を不存在による非開示としている理由について

ア 本件請求1について

(ア) 本件文書の概要

異議申立人が求めている文書は、平成23年8月～平成24年7月の間における異議申立人の除籍再製に係る西京区作成の各所宛文書及び上記期間における異議申立人作成の再製依頼の文書である。

(イ) 本件文書を不存在による非開示としている理由について

本件については、異議申立人の相談から除籍の再製に至るまで、西京区役所区民部市民窓口課（以下「市民窓口課」という。）が所管課として事務を行っていた。したがって、異議申立人が求めている文書については、市民窓口課が保有しており、地域力推進室は該当する文書を保有していないため、本件処分を行ったものである。

また、異議申立書に記載している「H24.4.5付コンプラの職員発総務・防災課長宛文書」については、コンプラ発当区宛の文書であるため、当区から発出した文書ではない。したがって、本件請求文書には当たらない。加えて、当該文書に対するコンプライアンス推進室への回答は、市民窓口課が行っており、地域力推進室では回答文書を作成又は保有していない。

イ 本件請求2について

(ア) 本件文書の概要

異議申立人が求めている文書は、市民窓口課が異議申立人に発出した文書（H23/12/16付け）で、受付ミスを隠蔽して説明不足を認めて謝罪している文書である。

(イ) 本件文書を不存在による非開示としている理由について

異議申立人の戸籍に係る問題については、相談から除籍の再製に至るまで、戸籍の所管課である市民窓口課が対応してきている。つまり、本件請求文書を作成しているとすれば市民窓口課であり、地域力推進室が作成することはなく、また、市民窓口課から取得もしていない。

したがって、異議申立人が求めている文書については、地域力推進室は該当する文書を保有していないため、本件処分を行ったものである。

(2) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

6 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求1について

H24.4.5付コンプラの職員発、総務・防災課長宛文書にも書いてあるのでよく探して下さい。

又貴職宛なのでその他回答文書があると思うのでそれもよく探して下さい。

コンプラ発の文書がメモ扱い？キ棄したと言わないで公開して下さい。

市窓課が隠ぺいしたりねつ造したりするから、市窓課ではなく、まだましな総務課長宛に出したのです。

その課長宛ての文書を犯人側の市窓に丸投げした行為は職務怠慢といわざるをえない。

(逃げている。怠けている)

(2) 本件請求2について

たとえ私の請求文書が市窓課に保存されていても、西京区に保存されているから（同じ役所内だから）情報公開して下さい。又、保存していない理由は「市民窓口担当につき請求に係る公文書を作成又は取得していないため」です。これなら了解です。

保存部所が違う理由で不存在と回答するなんて、（役所内部の保存に問題があるのに）困った役所だ。（しかも理由欄に明記しないなんて重ねて困った役所だ）

7 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

異議申立人が請求している文書は、整理すると次のとおりである。

ア 本件請求1について

異議申立人が求めている文書は、異議申立人の除籍に関し「再製に向けての協議の時期であることが分かる」平成23年8月～平成24年7月の間に西京区役所が各機関に宛てて発出した文書（以下「本件公文書1」という。）及び、同時期に異議申立人が作成した除籍の再製依頼の文書（以下「本件公文書2」という。）である。

イ 本件請求2について

異議申立人が求めている文書は、異議申立人が除籍の文字について苦情を申し出た件に関して、市民窓口課が異議申立人に発出した文書（平成23年12月16日付け）で、「受付ミスを隠蔽して説明不足を認めて謝罪している文書」である（以下「本件公文書3」という）。

(2) 戸籍事務の所管について

実施機関の区役所における戸籍事務の担当課は市民窓口課なので、本件苦情に直接対応しているのが市民窓口課であることに疑問の余地はない。地域力推進室は、区役所の総務事務を所管する部署であって、本件苦情に係る事務の直接の当事者ではないため、本件苦情に関する文書を作成及び取得する立場にはない。したがって、地域力推進室が、本件公文書1、2及び3のいずれも作成又は取得していないとする実施機関の説明は、特段の事情がない限り不合理なものとは言えない。

(3) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、本件公文書1に関して、平成24年4月5日付コンプライアンス推進室の職員から地域力推進室総務・防災課長宛てに回答を求める文書が送付されていることを理由に、地域力推進室から回答した文書があるはずであると主張している。

イ この主張に対して、市役所内の各局（以下「本庁」という。）から区役所宛てに照会がある場合の事務の流れについて実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

通常、本庁から照会文を各区の地域力推進室（総務・防災担当）宛てに送り、地域力推進室から照会内容に係る事務を所管する所管課に振り分け、照会に対する回答は各所管課から直接行うので、地域力推進室が内容を把握しておきたいような重要な事案を除いて、回答が地域力推進室を経由することはない。本件は、戸籍事務に関する苦情の申立てであり、通常の市民窓口課事務に関するものであるから、回答に当たって地域力推進室は関与していない。

ウ 上記の実施機関の説明によれば、確かに照会は地域力推進室宛てに出されているが、通常の事務として、市民窓口課から直接コンプライアンス推進室に回答されたため、地域力推進室が回答を作成又は取得していないとする説明は不合理なものとは言えない。

したがって、本件公文書1を含め、地域力推進室が請求に係る公文書を作成又は保有すべき特段の事情も見受けられず、作成も取得もしていないとする実施機関の説明は不合理とは言えない。

エ なお、異議申立人は異議申立書において「コンプラ発の文書がメモ扱い？キ棄したと言わないで公開して下さい。」としており、コンプライアンス推進室からの照会文の開示を求めているとも取れるが、請求内容は西京区役所が発出した文書なので、同照会文が請求に対応する文書に当たらないことは、言うまでもない。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

(1) 諮問個第46号

平成27年 1月 8日 諮問

2月 6日 実施機関からの理由説明書の提出

- 2月25日 異議申立人からの意見書の提出
3月23日 実施機関の職員の理由説明（平成26年度第11回会議）
11月26日 審議（平成27年度第8回会議）
平成28年 1月28日 審議（平成27年度第10回会議）
- (2) 諮問個第79号
- 平成27年 4月24日 諮問
5月25日 実施機関からの理由説明書の提出
6月17日 異議申立人からの意見書の提出
11月26日 審議（平成27年度第8回会議）
平成28年 1月28日 審議（平成27年度第10回会議）
- ※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第2部会（部会長 市川 喜崇）